

A16 税務上、高額と認められた部分の金額について診療所の経費とならず、MS 法人については取引額全額が収入となります。

【解説】

実勢価額に比べて高額であると認められた場合には、経済的利益の供与があったとみなされます。その結果、診療所においては、高額と認められた部分の金額について経費とならず、その部分について課税されます。また、MS 法人については、高額と認められた部分の金額も含めて課税されます。